



平成 19 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 A O K I ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青木 拓 憲
(コード番号 8214 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役 中村 憲 侍
(TEL 045-941-1388)

株式会社マルフル株式に対する公開買付けの開始 及び株式会社マルフルとの株式交換覚書締結に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社マルフル(コード番号: 9877 JASDAQ 以下、「マルフル」又は「対象者」といいます。)株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社及び当社グループは、創業以来続く紳士服を中核としたファッション事業の他、「生命美の創造」という事業コンセプトのもとでアニヴェルセル・ブライダル事業及びエンターテイメント事業を営む企業グループです。

対象者は、Best Value for Popular Price の精神のもと、高感度な真に価値あるカジュアルファッションを消費者のお求めやすい価格で提供する、ファミリーカジュアル専門店「M/X (エムエックス)」をチェーン展開している企業です。

当社は、当社の中核を担うファッション事業において、毎年 30 店舗以上の新規出店を行い質の高い安定成長を続けております。そして更なる成長へ向けて新たな業態を展開することで、新規顧客の獲得やマーケットシェアの拡大が図れるとともに、ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化に対応し、ファッション事業の業容の拡大を戦略的に行うことができると考えております。

このような状況の中で、現在静岡、甲信、北関東地域のロードサイド及びショッピングセンターに「M/X」をチェーン展開している対象者が当社グループに加わることで、当社はファッション事業の更なる成長と、新たなカジュアル衣料の小売ビジネスを展開することが可能となり、対象者は当社の資金力や店舗開発力、組織人財力等を活用することで、「M/X」業態の出店加速及び商品の拡充を図ることが可能となるという様に、両社にとって大きなメリットのあるシナジー効果が期待できます。

また、対象者のファミリーカジュアル専門店である「M/X」と、当社の郊外型紳士服専門店である「AOKI」は、業態ポートフォリオの面で重なりがほとんどなく、「M/X」又は「AOKI」

が既に出店している地域のみならず、同一敷地内へも互いに出店が可能であり、両業態が既に出店している地域においては、同地域のお客様に対して共同販促をしていくことも可能であります。このように対象者の強みを活かし更なる成長を前提に、物流やシステム等のインフラを両社で効率化することにより、両社のお客様、株主様、お取引先様及び従業員に大きな効果を還元することができ、もってファッション専門店の全国チェーンとして社会・経済の繁栄に貢献し、企業価値の増大が可能であると確信し、今回公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしました。

当社は、対象者の代表取締役である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏、監査役である古谷征則氏と、その親族7名（以下「オーナー一族」といいます。）及び対象者との間で、平成19年3月8日に公開買付けに関する契約を締結しております。本契約において、オーナー一族は、その保有する対象者株式（合計2,967,000株）について、原則として、本公開買付けに応募し、また平成19年5月開催予定の対象者の第56回定時株主総会において、オーナー一族が有する2,987個（内、20個にかかる20,000株については、公開買付届出書提出日現在において、野村證券株式会社に貸株をしております。）の議決権についての株主としての一切の権利行使の代理権を、当社又は当社の指定する者に対して授与することに同意しております。

また、当社は、対象者株式を543,140株（発行済株式総数に対する所有株式等の割合10.65%）保有する有限会社マルフル開発の株主である、古谷清純氏及びその親族4名（以下「有限会社マルフル開発株主」といいます。）との間で、平成19年4月9日に有限会社マルフル開発の発行済株式の全てである203株を287百万円で取得することを平成19年3月8日に合意しております。当社による有限会社マルフル開発の株式の譲受けについては、本公開買付けが成立することが確実であること、有限会社マルフル開発株主による表明保証が真実かつ正確であること、有限会社マルフル開発株主が締結した契約上の義務及び約束を履行又は遵守していること、有限会社マルフル開発の事業、財産又は財政状態や、有限会社マルフル開発の履行能力等に重大な悪影響を及ぼすような事象が生じていないこと、有限会社マルフル開発の全ての役員の辞任届けその他株式譲渡に当たって合理的に必要なとされる書面が当社に提出されることが実行の前提条件となっております。なお、有限会社マルフル開発の株式の取得価格は、有限会社マルフル開発保有の対象者株式を公開買付価格と同額と評価した上で、有限会社マルフル開発の財務状況等を考慮して算定されております。

公開買付け終了後の対象者における施策については、対象者の現状の課題及び中期計画を十分理解した上で、対象者のメンバーが中心となったプロジェクトチームを編成し、これまでの実績の中から得られたノウハウ等を活かして、迅速な問題解決に当たると同時に、対象者が保有する「M/X」の屋号は継続し、グループとしてのシナジー効果を最大限発揮して全国展開への磐石の体制を整えてまいります。

また、両社で円滑かつ迅速な融合が図れるよう、当社から対象者の過半数の役員を派遣する予定ですが、あくまでも対象者のメンバーが中心になり、自主自立による会社運営を継続していただくとともに、相互に交流を図り、企業グループとしてコーポレートガバナンスの一層の強化・充実を図る予定です。

なお、前記公開買付けに関する契約において、有限会社マルフル開発の株式の譲受け及び後記記載の当社と対象者との株式交換実施後に、対象者の代表取締役である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏、監査役である古谷征則氏及び斎藤静夫氏の4名が退任することについて合意されております。

（上場廃止の可能性について）

当社は、本公開買付け後、間接保有分を合わせて最終的に対象者株式の100%を保有することを企図しており、本公開買付けにおいて取得する株式数の上限は設定しておりません。従って、本公開買

付けの結果如何によっては、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場されている対象者の株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなり、これを将来売却することが困難になることが予想されます。

(株式交換について)

公開買付けによって買付けが行われた後、対象者の発行済株式総数（5,100,000株）から、有限会社マルフル開発の保有する株式数（543,140株）を控除した株式数（4,556,860株）を取得できなかった場合、当社は対象者との間で株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行う予定です。

(株式交換比率について)

本株式交換における株式交換比率は、公開買付け届出書提出日現在において本公開買付けにより支払われる買付価格を基に算定しており、対象者の普通株式1株に対して当社の普通株式0.26株を交付する予定です。

(株式交換比率の算定根拠等)

当社は株式交換比率の算定にあたり参考となるべき両社の1株当たり株式価値の算定につき、第三者算定人であるPwCアドバイザリー株式会社に、対象者は第三者算定人であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社に依頼し、その算定結果を参考として当事者会社間で協議した結果、上記のとおり合意いたしました。

PwCアドバイザリー株式会社は当社については市場株価平均法に基づき株式価値評価を行いました。市場株価平均法では、当社の評価基準日を平成19年2月28日として、株価及び取引量を観測して、2週間平均、1ヵ月平均及び3ヵ月平均で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を1,996円~2,058円と算定いたしました。

対象者については以下のとおり、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）、時価純資産法に基づき株式価値評価を行いました。

i 市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成19年2月28日として、株価及び取引量を観測して、1ヵ月平均、3ヵ月平均及び6ヵ月平均で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を353円~387円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対するEBIT乗数及びEBITDA乗数を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を311円~418円と算定いたしました。

DCF法では、対象者が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を405円~560円と算定いたしました。

iv 時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を579円~596円と算定いたしました。

アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社は当社については市場株価法に基づき、当社の評価基準日を平成 19 年 3 月 2 日として、過去 1 ヶ月間の最小値、最大値で評価し、1 株当たり株式価値を 1,880 円～2,085 円と算定いたしました。

対象者については以下のとおり、市場株価法、類似会社比準法、DCF 法、時価純資産法に基づき株式価値算定を行いました。

i 市場株価法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 3 月 2 日として、過去 1 ヶ月間の最小値、最大値で評価し、1 株当たりの株式価値を 373 円～402 円と算定いたしました。

類似会社比準法では、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等が類似している上場企業の事業価値に対する営業利益、EBIT、EBITDA 倍率、及び株式時価総額に対する経常利益倍率を求め、当該倍率を対象者の財務指標に乗じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～497 円と算定いたしました。

DCF 法では、対象者の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 324 円～514 円と算定いたしました。

iv 時価純資産法では、貸借対照表の資産及び負債を時価に評価替えを行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1 株当たりの株式価値を 541 円～571 円と算定いたしました。

(株式交換の日程)

当社の普通株式を 1 株以上割当てられる対象者の株主は、本株式交換の効力発生日である平成 19 年 6 月 21 日に、当社の株主となる予定です。但し、最終的な株式交換比率は、平成 19 年 4 月 9 日（予定）の株式交換契約締結時に決定される予定です。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項に定める簡易株式交換に該当するものとして、当社の株主総会の承認決議は経ないで行う予定です。また、対象者は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

本株式交換に際して、対象者の株主は法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の 1 株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当社による対象者株式の公開買付け開始から、現在予定している完全子会社化までのスケジュールは以下のとおりです。

平成 19 年 3 月 8 日（木）	株式交換覚書締結（当社、対象者）
平成 19 年 3 月 9 日（金）	当社による対象者株式の公開買付け開始
（以下予定）	
平成 19 年 4 月 6 日（金）	当社による対象者株式の公開買付け期間終了
平成 19 年 4 月 9 日（月）	株式交換決議取締役会（当社、対象者）
平成 19 年 4 月 9 日（月）	株式交換契約締結（当社、対象者）
平成 19 年 5 月 16 日（水）	定時株主総会における株式交換契約の承認（対象者）（注）
平成 19 年 6 月 15 日（金）	対象者株式、ジャスダック証券取引所上場廃止
平成 19 年 6 月 21 日（木）	株式交換の効力発生日
平成 19 年 8 月 10 日（金）	株券交付日

(注) 対象者は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式組織再編に該当する場合は、対象者における株主総会の承認決議を経ない場合があります。

2. 買付け等の概要

(1) 当事会社の概要

	平成 18 年 9 月 30 日現在	平成 18 年 8 月 20 日現在
商 号	株式会社AOKIホールディングス	株式会社マルフル
事 業 内 容	紳士服及び服飾品並びにファッション商品の企画、販売 記念日を軸とした商品の販売並びにサービスの提供	一般衣料品及び服飾雑貨の製造、加工及び販売
設 立 年 月 日	昭和 51 年 8 月 21 日	昭和 27 年 7 月 11 日
本 店 所 在 地	東京都港区北青山三丁目 5 番 30 号	山梨県南都留郡富士河口湖町 船津 4932 番地
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 青木 拓憲	代表取締役社長 古谷 清純
資 本 金	23,282 百万円	919 百万円
発 行 済 株 式 数	49,124,752 株	5,100,000 株
純 資 産	88,285 百万円	3,176 百万円
総 資 産	111,496 百万円	5,560 百万円
決 算 期	3 月 31 日	2 月 20 日
従 業 員 数	1,566 名	93 名
主 要 取 引 先	住金物産(株) NI 帝人商事(株) フレックスジャパン(株)	(株)エドウィン クロス・プラス(株) リーバイ・ストラウス・ジャパン(株)
大 株 主 及 び 持 株 比 率	(株)アニヴェルセル HOLDINGS 36.00% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口 4.79% ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505025 4.62% 青 木 拓 憲 4.33% 青 木 寶 久 3.40%	古谷 清純 39.53% 古谷 征則 10.84% (有)マルフル開発 10.65% (株)三菱東京UFJ銀行 4.51% 古谷 治則 3.88%
主 要 取 引 銀 行	(株)横浜銀行 (株)みずほ銀行 (株)八十二銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行 (株)山梨中央銀行
当 事 会 社 間 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません

最近3決算期間の業績

(単体)

(単位：百万円)

決算期	株式会社AOKIホールディングス (完全親会社)			株式会社マルフル (完全子会社)		
	平成16年 3月期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成16年 2月期	平成17年 2月期	平成18年 2月期
売上高	68,359	63,852	71,666	6,875	7,026	7,507
営業利益	5,374	4,586	6,209	334	281	317
経常利益	5,122	4,905	6,871	316	269	312
当期純利益	1,964	810	1,787	158	136	168
1株当たり当期純利益 (円)	42.67	16.73	37.58	28.92	24.55	30.86
1株当たり配当金(円)	12.00	12.00	24.00	5.00	5.00	5.00
1株当たり純資産(円)	1,814.37	1,806.42	1,987.03	574.62	595.83	625.44

(連結)

(単位：百万円)

決算期	株式会社AOKIホールディングス (完全親会社)			株式会社マルフル (完全子会社)		
	平成16年 3月期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成16年 2月期	平成17年 2月期	平成18年 2月期
売上高	89,075	92,870	106,686			
営業利益	7,179	6,980	10,163			
経常利益	6,623	7,808	11,110			
当期純利益	2,896	3,128	5,431			
1株当たり当期純利益 (円)	62.91	67.45	116.33			
1株当たり純資産(円)	1,780.08	1,824.58	1,922.96			

(注) 対象者は、連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成19年3月9日(金曜日)から平成19年4月6日(金曜日)まで(20営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年4月20日(金曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき 金530円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

本公開買付けの買付価格である1株当たり530円は、第三者算定人であるPwCアドバイザリー株式会社による対象者の株式価値評価を参考にして、対象者のオーナー一族と交渉・協議を行い、決定したものです。

PwCアドバイザリー株式会社は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法、時価純資産法の各手法を用いて当該株式価値評価を行いました。

- i 市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均及び 6 ヶ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 353 円～387 円と算定いたしました。
類似会社比較法では、対象者と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する E B I T 乗数及び E B I T D A 乗数を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 311 円～418 円と算定いたしました。
D C F 法では、対象者が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～560 円と算定いたしました。
- iv 時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 579 円～596 円と算定いたしました。

当社は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法及び類似会社比較法を重視しつつ、他の手法による評価及び過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの類似事例において、買付価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者に見込まれるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し等を勘案したうえ、交渉・協議を行い、最終的に 1 株当たり 530 円を適正な買付価格であると判断いたしました。なお、当該買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成 19 年 3 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の終値の平均値 373 円（気配値は含みません。）に対して約 42%のプレミアムを加えた金額になります。

算定の経緯

当社は、対象者との間で、両社が創造しうるシナジー効果と今後の事業展開について、平成 18 年 12 月から協議を行い、検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、当社が対象者を完全子会社化し、対象者が当社グループの一員となること、両社の企業価値向上及び今後の事業展開の拡大に資するものと考えに至りました。

当社は、本公開買付けの買付価格を決定するに当たって、第三者算定人である P w C アドバイザリー株式会社より、対象者の株式価値評価に関する算定書を平成 19 年 3 月 2 日に取得しております。

P w C アドバイザリー株式会社は、市場株価平均法、類似会社比較法、D C F 法、時価純資産法の各手法を用いて当該株式価値評価を行いました。

市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均及び 6 ヶ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 353 円～387 円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する E B I T 乗数及び E B I T D A 乗数を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 311 円～418 円と算定いたしました。

D C F 法では、対象者が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～560 円と算定いたしました。

時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 579 円～596 円と算定いたしました。

当社は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法及び類似会社比較法を重視しつつ、他の手法による評価及び過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの類似事例において、買付価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者に見込まれるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し等を勘案した結果、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 530 円とすることに決定いたしました。

なお、対象者の取締役会は、第三者算定人であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社より、対象者の株式価値算定書を取得し、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、当該算定結果を参考資料として、本公開買付けの妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び当社の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。なお、かかる決議の行われた取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役社長である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。監査役である古谷征則氏についても、特別利害関係人として、上記意見に参加しておりません。

算定機関との関係

PwC アドバイザリー株式会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	株	株
新株予約権証券	株	株
新株予約権付社債券	株	株
株券等預託証券()	株	株
合 計	株	株

- (注1) 本公開買付けの買付予定の株券等の数は、対象者の第56期半期報告書（平成18年11月16日提出）に記載された平成18年8月20日現在の発行済株式総数（5,100,000株）です。但し、有限会社マルフル開発の保有する株式数（543,140株）については、本公開買付けによって取得する予定がありませんので、本公開買付けによって取得する株券等の数は4,556,860株を見込んでおります。
- (注2) 本公開買付けでは、買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。従って、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方（以下「応募株主等」といいます。）の全部の買付け等を行います。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「2. 買付け等の概要」の「(11) 公開買付代理人」において記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,987 個	(買付け等前における株券等所有割合 58.57%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	5,100 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	5,096 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第56期半期報告書(平成18年11月16日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、所有割合の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式の数(4,000株)に係る議決権の数4個を加算した5,100個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注4) 所有割合については、小数点以下第三位以下を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,415 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの対象とする株券等の数の最大数(5,100,000株)から、本公開買付けによって取得する予定のない有限会社マルフル開発の保有する株式数(543,140株)を控除した株式数(4,556,860株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成19年4月13日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長された場合には平成19年4月27日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに、下記に指定する者に到達することを条件といたします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（又はその他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、当社は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担といたします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 3 月 9 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

なお、公開買付代理人では、本公開買付けの応募手続きに関するお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

日興コーディアル証券株式会社 公開買付け専用フリーダイヤル：0120-250-959

開設時間：平成 19 年 3 月 9 日～平成 19 年 4 月 6 日 9：00～17：00（但し、土・日・祝日を除く）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、対象者の取締役会から、これに賛同する旨の決議を得ております。なお、かかる決議の行われた取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役社長である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。監査役である古谷征則氏についても、特別利害関係人として、上記意見に参加しておりません。

また、当社、オーナー族及び対象者の間で平成 19 年 3 月 8 日に締結した公開買付けに関する契約において、本公開買付け、有限会社マルフル開発の株式譲渡及び本株式交換を実施した後、対象者の代表取締役社長である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏、常勤監査役である齊藤静夫氏、監査役である古谷征則氏が退任し、当社から対象者の過半数の役員を派遣する予定です。退任する役員については、対象者の社内規程に従い、役員退職慰労金が支払われる予定です。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者を完全子会社化する予定です。従って、本公開買付けにおいては取得する株式数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

当社は、オーナー一族及び対象者との間で、平成19年3月8日に公開買付けに関する契約を締結しております。本契約において、オーナー一族は、その保有する対象者株式（合計2,967,000株）について、原則として、本公開買付けに応募し、また平成19年5月開催予定の対象者の第56回定時株主総会において、オーナー一族が有する2,987個の議決権についての株主としての一切の権利行使の代理権を、当社又は当社の指定する者に対して授与することに同意しております。当社は、対象者株式を543,140株（発行済株式総数に対する所有株式等の割合10.65%）保有する有限会社マルフル開発株主との間で、平成19年4月9日に有限会社マルフル開発の発行済株式の全てである203株を287百万円で取得することを平成19年3月8日に合意しております。当社による有限会社マルフル開発の株式の譲受けについては、本公開買付けが成立することが確実であること、有限会社マルフル開発株主による表明保証が真実かつ正確であること、有限会社マルフル開発株主が締結した契約上の義務及び約束を履行又は遵守していること、有限会社マルフル開発の事業、財産又は財政状態や、有限会社マルフル開発の履行能力等に重大な悪影響を及ぼすような事象が生じていないこと、有限会社マルフル開発の全ての役員の辞任届けその他株式譲渡に当たって合理的に必要とされる書面が当社に提出されることが実行の前提条件となっております。なお、有限会社マルフル開発の株式の取得価格は、有限会社マルフル開発保有の対象者株式を公開買付け価格と同額と評価した上で、有限会社マルフル開発の財務状況等を考慮して算定されております。

対象者は、平成19年3月6日にジャスダック証券取引所において、平成19年2月期業績予想の修正を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の業績予想は以下のとおりです。

(単位：百万円、%)

	売上高	経常利益	当期純利益
前回発表予想(A)	7,640	322	162
今回修正予想(B)	7,222	174	82
増減額(B-A)	417	147	79
増減率(%)	5.5	45.7	49.0
(ご参考) 前期実績(平成18年2月期)	7,507	312	168

以上



平成 19 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社マルフル
代表者名 代表取締役社長 古谷 清純
(J A S D A Q ・ コード 9 8 7 7)
問合せ先 専務取締役管理部長 古谷 治則
(TEL . 0 5 5 5 - 7 2 - 1 9 8 0)

当社株式に対する公開買付けに関する賛同 及び株式交換覚書締結に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、株式会社 A O K I ホールディングス（コード番号：8214 東証・大証一部 以下、「A O K I ホールディングス」といいます。）が実施する当社株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に賛同の意を表明することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社と A O K I ホールディングスは、平成 19 年 3 月 8 日開催の両社の取締役会の決議を経て、本公開買付けの成立を条件として、A O K I ホールディングスを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行う旨の覚書を締結いたしております。

記

公開買付けに関する意見表明

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社 A O K I ホールディングス
(2) 事 業 内 容	紳士服及び服飾品並びにファッション商品の企画、販売 記念日を軸とした商品の販売並びにサービスの提供
(3) 設 立 年 月 日	昭和 51 年 8 月 21 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区北青山三丁目 5 番 30 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 青木 拓憲
(6) 資 本 金 の 額	232 億 82 百万円

(7) 大株主及び持株比率 (平成18年9月30日現在)	(株)アニヴェルセル HOLDINGS	36.00%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	4.79%
	ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505025	4.62%
(8) 買付者と対象者の 関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、本公開買付けにつき、平成19年3月8日の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

詳細は、以下のとおりであります。

(1) 公開買付けに至る背景

当社は、これまでカジュアルウエアの販売を通じ、豊かな暮らしの創造に努めてまいりました。生産者の都合による商品提供ではなく、消費者ニーズにしたがって、ホットなファッションをいかに手軽な価格で提供し続けるかを最大の課題として取り組んでまいりました。

精力的な事業展開を行い、平成2年に株式の公開を実現し、平成4年には、ファミリーカジュアルの大型店舗「M/X(エムエックス)」の出店を開始し、時代の変遷に合わせた新業態の開発にも取り組み、平成14年からは店舗業態をM/Xに一本化してファミリーカジュアルの専門店としてチェーン化を図ってまいりました。

しかしながら、当ファッション衣料業界では企業間・業態を超えた店舗間の競争が年々厳しさを増してくる一方で、国内では少子高齢化が急速に進みつつあり、マーケットは伸び悩みの傾向がみられ、企業再編も行われる状況となっており、このような厳しい環境の中で更なる発展を目指すには、財務、商品、店舗、システム、人材等のあらゆる経営資源の充実強化が必要となっております。

当社単独で対策を講じて行くよりも、同じ衣料業界にあってカジュアル衣料にも精通しているAOKIホールディングスの財務、戦略、システム面のサポートを受けつつ、その中で当社のネットワークともコラボレートすることで、より良い発展を遂げ確実に業容の拡大と健全な経営体質を実現できるものであります。

当社は、これからもカジュアルウエアを通して真の価値を社会へ提供し続けるという当社の役割を全うしていくには、AOKIホールディングスのネットワークとノウハウを活用してゆくことが最善であると判断いたしました。

(2) 公開買付けの内容

AOKIホールディングスは、当社を完全子会社化することを目的として、当社の発行済株式の全ての取得を目指した公開買付けを実施いたします。

なお、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを実施いたします。

AOKIホールディングスは、当社を完全子会社化することを企図しており、当社とAOKIホールディングスは、平成19年3月8日開催の両社の取締役会の決議を経て、本公開買付けの成立を条件として、AOKIホールディングスを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換を行う旨の覚書を締結いたしました。

正式には、AOKIホールディングスによる当社株式の公開買付け終了後、平成19年4月9日に株式交換契約を締結し、平成19年5月16日に当社の定時株主総会において株式交換契約書の承認決議を得たうえ、平成19年6月21日を株式交換の効力発生日とする予定です。なお、本株式交換は会社法796条第3項に定める簡易株式交換に該当するものとして、AOKIホールディングスの株主総会の承認決議は経ないで行なう予定です。

本株式交換覚書においては、当社の普通株式1株に対して、AOKIホールディングスの普通株式0.26株の割合をもって割当交付することとされています。

本株式交換比率は、本公開買付けの買付価格を基準として算定され、両社により合意されたものであります。平成19年3月8日に開催された当社取締役会は、第三者機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EY TAS」といいます。）によって作成された株式交換比率算定書を基に慎重に検討した結果として、本株式交換比率を決定しております。

当社はジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けの結果によっては、当社の株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当社の株式は本株式交換が行われる場合には、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、当社の株式はジャスダック証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

AOKIホールディングスは、当社の代表取締役である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏、監査役である古谷征則氏と、その親族7名（以下「オーナー一族」といいます。）及び当社との間で、平成19年3月8日に公開買付けに関する契約を締結しております。本契約において、オーナー一族は、その保有する当社株式（2,967,000株 発行済株式の58.18%）について、原則として、本公開買付けに応募し、また平成19年5月16日開催予定の当社の第56回定時株主総会において、オーナー一族が有する2,987個（内、20個にかかる20,000株については、公開買付け届出書提出日現在において、野村證券株式会社に貸株をしております。）の議決権についての株主としての一切の権利行使の代理権を、AOKIホールディングス又はAOKIホールディングスの指定する者に対して授与することに同意しております。

また、AOKIホールディングスは、対象者株式を543,140株（発行済株式総数に対する所有株式等の割合10.65%）保有する有限会社マルフル開発の株主である、古谷清純氏及びその親族4名（以下「有限会社マルフル開発株主」といいます。）との間で、平成19年4月9日に有限会社マルフル開発の発行済株式の全てである203株を287百万円で取得することを平成19年3月8日に合意しております。AOKIホールディングスによる有限会社マルフル開発の株式の譲受けについては、本公開買付けが成立することが確実であること、有限会社マルフル開発株主による表明保証が真実かつ正確であること、有限会社マルフル開発株主が締結した契約上の義務及び約束を履行又は遵守していること、有限会社マルフル開発の事業、財産又は財政状態や、有限会社マルフル開発の履行能力等に重大な悪影響を及ぼすような事象が生じていないこと、有限会社マルフル開発の全ての役員の辞任届その他株式譲渡に当たって合理的に必要とされる書面がAOKIホールディングスに提出されることが実行の前提条件となっております。なお、有限会社マルフル開発の株式の取得価格は、有限会社マルフル開発保有の当社株式を公開買付け価格と同額と評価した上で、有限会社マルフル開発の財務状況等を考慮して算定されております。

（3）公開買付けに対する意見の内容、根拠及び理由

AOKIホールディングスとして公開買付けをしたいとする根拠は前記の通りですが、当社としてもネットワーク/ノウハウを含めた同社グループの経営資源の有効活用など経営の効率化とシナジー拡大のメリットがあり、当社の社会貢献という観点からも、AOKIホールディングスの方針に賛同したいと考えます。

本公開買付けの買付価格である1株当たり530円は、当社普通株式のジャスダック証券取引所における過去3ヵ月間（平成18年12月8日から平成19年3月7日まで）の終値の平均値373円（気配値は含みません。）に約42%のプレミアムを加えた金額となります。

当社の取締役会は、当社とは独立した第三者算定機関であるEY TASにより、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料として当社の株式価値に関する

「株式価値算定書」を取得しております。当社取締役会は、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、本公開買付けの妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び A O K I ホールディングスの財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付けの概要

本項において「当社」とは A O K I ホールディングスのことを指し、「対象者」とは当社のことを指します。

(1) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 3 月 9 日（金曜日）から平成 19 年 4 月 6 日（金曜日）まで（20 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 19 年 4 月 20 日（金曜日）までとなります。

(2) 買付け等の価格 1 株につき 金 530 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

本公開買付けの買付価格である 1 株当たり 530 円は、第三者算定人である P w C アドバイザリー株式会社（以下、「P w C アドバイザリー」といいます。）による対象者の株式価値評価を参考にし、対象者のオーナー一族と交渉・協議を行い、決定したものです。

P w C アドバイザリーは、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）時価純資産法の各手法を用いて当該株式価値評価を行いました。

- i 市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均及び 6 ヶ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を

353 円～387 円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する E B I T 乗数及び E B I T D A 乗数を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 311 円～418 円と算定いたしました。

D C F 法では、対象者が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～560 円と算定いたしました。

- iv 時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 579 円～596 円と算定いたしました。

当社は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法及び類似会社比較法を重視しつつ、他の手法による評価及び過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの類似事例において、買付価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者に見込まれるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し等を勘案したうえ、交渉・協議を行い、最終的に 1 株当たり 530 円を適正な買付価格であると判断いたしました。なお、当該買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成 19 年 3 月 7 日までの過去 3 カ月間の終値の平均値 373 円（気配値は含みません。）に対して約 42%のプレミアムを加えた金額になります。

算定の経緯

当社は、対象者との間で、両社が創造しうるシナジー効果と今後の事業展開について、平成 18 年 12 月から協議を行い、検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、当社が対象者を完全子会社化し、対象者が当社グループの一員となることが、両社の企業価値向上及び今後の事業展開の拡大に資するものと考えに至りました。

当社は、本公開買付けの買付価格を決定するに当たって、第三者算定人である P w C アドバイザリーより、対象者の株式価値評価に関する算定書を平成 19 年 3 月 2 日に取得しております。

P w C アドバイザリーは、市場株価平均法、類似会社比較法、D C F 法、時価純資産法の各手法を用いて当該株式価値評価を行いました。

市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、1 カ月平均、3 カ月平均及び 6 カ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 353 円～387 円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する E B I T 乗数及び E B I T D A 乗数を求め、その比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 311 円～418 円と算定いたしました。

D C F 法では、対象者が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～560 円と算定いたしました。

時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 579 円～596 円と算定いたしました。

当社は、対象者が上場会社であることから、市場株価平均法及び類似会社比較法を重視しつつ、他の手法による評価及び過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの類似事例において、買付価格に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、対象者に見込まれるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し等を勘案した結果、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 530 円とすることに決定いたしました。

なお、対象者の取締役会は、第三者算定人である EY TAS より、対象者の株式価値算定書を取得し、平成 19 年 3 月 8 日開催の取締役会において、当該算定結果を参考資料として、本公開買付けの妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び当社の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。なお、かかる決議の行われた取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役社長である古谷清純氏、専務取締役である古谷治則氏は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。監査役である古谷征則氏についても、特別利害関係人として、上記意見に参加しておりません。

算定機関との関係

PwC アドバイザリーは、当社の関連当事者には該当いたしません。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	株	株
新株予約権証券	株	株
新株予約権付社債券	株	株
株券等預託証券()	株	株
合 計	株	株

- (注1) 本公開買付けの買付予定の株券等の数は、対象者の第56期半期報告書(平成18年11月16日提出)に記載された平成18年8月20日現在の発行済株式総数(5,100,000株)です。但し、有限会社マルフル開発の保有する株式数(543,140株)については、本公開買付けによって取得する予定がありませんので、本公開買付けによって取得する株券等の数は4,556,860株を見込んでおります。
- (注2) 本公開買付けでは、買付け等を行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりません。従って、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方(以下「応募株主等」といいます。)の全部の買付け等を行います。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記「7. 公開買付けの概要」の「(10) 公開買付代理人」において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,987 個	(買付け等前における株券等所有割合 58.57%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	5,100 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	5,096 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計です。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第56期半期報告書(平成18年11月16日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、所有割合の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式の数(4,000株)に係る議決権の数4個を加算した5,100個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としており、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、「買付予定の株券等に係る議決権の数」に含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注4) 所有割合については、小数点以下第三位以下を四捨五入しております。

(6) 買付代金 2,415 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの対象とする株券等の数の最大数(5,100,000株)から、本公開買付けによって取得する予定のない有限会社マルフル開発の保有する株式数(543,140株)を控除した株式数(4,556,860株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(7) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

平成19年4月13日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長された場合には平成19年4月27日(金曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金いたします。

(8) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。当社は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに、下記に指定する者に到達することを条件といたします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(又はその他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担といたします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正いたします。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

（ 9 ） 公開買付開始公告日 平成 19 年 3 月 9 日（金曜日）

（ 10 ） 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

なお、公開買付代理人では、本公開買付けの応募手続きに関するお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

日興コーディアル証券株式会社 公開買付け専用フリーダイヤル：0120-250-959

開設時間：平成 19 年 3 月 9 日～平成 19 年 4 月 6 日 9：00～17：00（但し、土・日・祝日を除く）

当社とAOKIホールディングスの株式交換の概要

(1) 株式交換の日程(予定)

株主総会基準日(当社)	平成19年2月20日(火)
株式交換覚書締結(当社、AOKIホールディングス)	平成19年3月8日(木)
(以下予定)	
株式交換決議取締役会(当社、AOKIホールディングス)	平成19年4月9日(月)
株式交換契約締結(当社、AOKIホールディングス)	平成19年4月9日(月)
株式交換承認時株主総会(当社)	平成19年5月16日(水)
* AOKIホールディングスは、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行う予定であります。	
当社株式、ジャスダック証券取引所上場廃止	平成19年6月15日(金)
株式交換の効力発生日	平成19年6月21日(木)
株券交付日	平成19年8月10日(金)

(2) 株式交換比率

会社名	株式会社AOKIホールディングス (完全親会社)	株式会社マルフル (完全子会社)
株式交換比率	1	0.26

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、AOKIホールディングスの株式0.26株を割当て交付いたします。ただし、本公開買付けによりAOKIホールディングスが買付けた当社普通株式については、株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 株式交換により発行する新株式数等

未定です。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

算定の基礎

当社及びAOKIホールディングスは、株式交換比率の公平性を担保するために、それぞれ第三者算定機関であるEY TAS及びPwCアドバイザリーに株式交換比率のレンジの算定を依頼しました。AOKIホールディングスはPwCアドバイザリーによる株式交換比率の算定結果を参考に、当社はEY TASによる株式交換比率の算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況、業績動向、本公開買付けの買付価格等を勘案し、両社協議を重ねました結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であること及び両社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、合意しました。

算定の経緯

1) 第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得について

当社及びAOKIホールディングスは、株式交換比率の公平性を担保するために、それぞれ第三者算定機関であるEY TAS及びPwCアドバイザリーに株式交換比率のレンジの算定を依頼し、それぞれ「株式交換比率算定書」を取得しております。

2) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

PwCアドバイザリーはAOKIホールディングスについては市場株価平均法に基づき株式価値評価を行いました。市場株価平均法では、AOKIホールディングスの評価基準日を平

成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、2 週間平均、1 ヶ月平均及び 3 ヶ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 1,996 円～2,058 円と算定いたしました。

当社については以下の通り、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法、時価純資産法に基づき株式価値評価を行いました。

- i 市場株価平均法では、当社の評価基準日を平成 19 年 2 月 28 日として、株価及び取引量を観測して、1 ヶ月平均、3 ヶ月平均及び 6 ヶ月平均で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 353 円～387 円と算定いたしました。

類似会社比較法では、当社と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する EBIT 乗数及び EBITDA 乗数を求め、その比較を通じて当社の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 311 円～418 円と算定いたしました。

DCF 法では、当社が将来継続的に一定の収益を獲得することを前提に、当社が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～560 円と算定いたしました。

時価純資産法では、会計帳簿上の資産及び負債を時価評価した後に、資産より負債の額を控除して求めた純資産価値で株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 579 円～596 円と算定いたしました。

EY TAS は、AOKIホールディングスについては市場株価法に基づき、AOKIホールディングスの評価基準日を平成 19 年 3 月 2 日として、過去 1 ヶ月月間の最小値、最大値で評価し、1 株当たり株式価値を 1,880 円～2,085 円と算定いたしました。

当社については以下の通り、市場株価法、類似会社比準法、DCF 法、時価純資産法に基づき株式価値算定を行いました。

- i 市場株価法では、当社の評価基準日を平成 19 年 3 月 2 日として、過去 1 ヶ月間の最小値、最大値で評価し、1 株当たりの株式価値を 373 円～402 円と算定いたしました。

類似会社比準法では、当社と事業内容、事業規模、収益の状況等が類似している上場企業の事業価値に対する営業利益、EBIT、EBITDA 倍率、及び株式時価総額に対する経常利益倍率を求め、当該倍率を当社の財務指標に乗じて当社の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 405 円～497 円と算定いたしました。

DCF 法では、当社の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 324 円～514 円と算定いたしました。

時価純資産法では、貸借対照表の資産及び負債を時価に評価替えを行い、その資産と負債の差額である純資産価額で評価し、1 株当たりの株式価値を 541 円～571 円と算定いたしました。

3) 株式交換比率の決定経緯について

AOKIホールディングスはPwCアドバイザーによる株式交換比率の算定結果を参考に、当社は EY TAS による株式交換比率の算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況、業績動向等を勘案し、両社協議を重ねました結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であること及び両社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、合意しました。

算定機関との関係

算定機関であるPwCアドバイザーは、AOKIホールディングスの関連当事者には該当いたしません。また、EY TAS は当社の関連当事者には該当いたしません。

- (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 株式交換当事会社の概要

	平成 18 年 9 月 30 日現在	平成 18 年 8 月 20 日現在
(1) 商号	株式会社 A O K I ホールディングス	株式会社 マルフル
(2) 事業内容	紳士服及び服飾品並びにファッション商品の企画、販売 記念日を軸とした商品の販売並びにサービスの提供	一般衣料品及び服飾雑貨の製造、加工及び販売
(3) 設立年月日	昭和 51 年 8 月 21 日	昭和 27 年 7 月 11 日
(4) 本店所在地	東京都港区北青山三丁目 5 番 30 号	山梨県南都留郡富士河口湖町 船津 4932 番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 青木 拓憲	代表取締役社長 古谷 清純
(6) 資本金の額	23,282 百万円	919 百万円
(7) 発行済株式数	49,124,752 株	5,100,000 株
(8) 純資産	88,285 百万円	3,176 百万円
(9) 総資産	111,496 百万円	5,560 百万円
(10) 事業年度の末日	3 月 31 日	2 月 20 日
(11) 従業員数	1,566 名	93 名
(12) 主要取引先	住金物産(株) NI 帝人商事(株) フレックスジャパン(株)	(株)エドウィン クロス・プラス(株) リーバイ・ストラウス・ジャパン(株)
(13) 大株主及び持株比率	(株)アニヴェルセル HOLDINGS 36.00% 日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)信託口 4.79% ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー 505025 4.62%	古谷 清純 39.53% 古谷 征則 10.84% (有)マルフル開発 10.65%
(14) 主要取引銀行	(株)横浜銀行 (株)みずほ銀行 (株)八十二銀行	(株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)三井住友銀行 (株)山梨中央銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当 状況	該当事項はありません

(16) 最近3決算期間の業績

(単体)

(単位：百万円)

決 算 期	株式会社AOKIホールディングス (完全親会社)			株式会社マルフル (完全子会社)		
	平成16 年3月期	平成17 年3月期	平成18 年3月期	平成16 年2月期	平成17 年2月期	平成18 年2月期
売上高	68,359	63,852	71,666	6,875	7,026	7,507
営業利益	5,374	4,586	6,209	334	281	317
経常利益	5,122	4,905	6,871	316	269	312
当期純利益	1,964	810	1,787	158	136	168
1株当たり当期純利益(円)	42.67	16.73	37.58	28.92	24.55	30.86
1株当たり配当金(円)	12.00	12.00	24.00	5.00	5.00	5.00
1株当たり純資産(円)	1,814.37	1,806.42	1,987.03	574.62	595.83	625.44

(連結)

(単位：百万円)

決 算 期	株式会社AOKIホールディングス (完全親会社)			株式会社マルフル (完全子会社)		
	平成16 年3月期	平成17 年3月期	平成18 年3月期	平成16 年2月期	平成17 年2月期	平成18 年2月期
売上高	89,075	92,870	106,686	-	-	-
営業利益	7,179	6,980	10,163	-	-	-
経常利益	6,623	7,808	11,110	-	-	-
当期純利益	2,896	3,128	5,431	-	-	-
1株当たり当期純利益(円)	62.91	67.45	116.33	-	-	-
1株当たり純資産(円)	1,780.08	1,824.58	1,922.96	-	-	-

(注) 株式会社マルフルは、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 株式交換後の状況

(1) 商 号	株式会社AOKIホールディングス
(2) 事 業 内 容	紳士服及び服飾品並びにファッション商品の企画、販売 記念日を軸とした商品の販売並びにサービスの提供
(3) 本 店 所 在 地	東京都港区北青山三丁目5番30号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 青木 拓憲
(5) 資 本 金 の 額	23,282 百万円
(6) 総 資 産	136,046 百万円(連結)(平成18年9月30日現在)
(7) 純 資 産	88,314 百万円(連結)(平成18年9月30日現在)
(8) 事 業 年 度 の 末 日	3月31日

(9) 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理につきましては、確定次第お知らせする予定です。

(10) 株式交換による業績への影響の見通し

本株式交換による業績への影響につきましては、軽微であります。

以 上